

重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1. 開設者の情報

名称	西臼杵広域行政事務組合
所在地	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 1346 番地 1
開設者氏名	高千穂町長 甲斐 宗之
連絡先	運営管理局：0982-82-2004
設立年月日	令和6年4月1日

2. 施設の情報

施設の種類	介護医療院			
施設の名称	五ヶ瀬町国民健康保険病院介護医療院			
所在地	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 2109 番地 1			
施設管理者	院長 崔 林承			
連絡先	電話番号：0982-73-5500 FAX番号：0982-73-5504			
指定年月日	令和6年4月1日			
施設の形態	多床室			
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階・塔屋2階			
延べ床面積	3,770.9 m ²			
設備関係	療養室	室数	定員	備考
	3人部屋	6室	18人	1人当たり面積：12.6 m ²
	機能訓練室	1室	面積：146.21 m ²	
	食堂・ダイニング	1室	面積：58.08 m ²	
	一般浴室	1室	面積：2.90 m ²	
	介護浴室	1室	面積：26.31 m ²	特殊浴槽 1台
家族控え室	1室	面積：15.95 m ²		

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	当施設では、介護保険法令の定めるところにより、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要であるものに対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とします。
運営の方針	当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めます。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 職員の勤務体制及び業務の内容

職種	専従	兼務	業務内容
施設管理者		1	職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師		2	入所者の医学的管理を行う。
薬剤師		1	医師の指示により、入所者へ必要な薬学的管理を行う。
看護職員	1	3	医師の指示により、入所者へ必要な看護及び健康管理を行う。
介護職員	3		入所者の日常生活の介護を行う。
理学療法士		2	医師の指示により、入所者へ必要な機能訓練を行う。
管理栄養士		1	医師の指示により、入所者へ必要な栄養管理を行う。
診療放射線技師		1	医師の指示により、入所者のエックス線撮影を行う。
介護支援専門員		1	施設サービス計画の作成、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他援助を行う。
調理員		相当数	管理栄養士が作成する献立に基づき、適切な食事を提供する。
事務員		相当数	受付、介護請求及び施設管理用の事務業務を行う。

5. 施設サービスの概要

サービス	内 容
食 事	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】 朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：18時～
医療・看護	定期診察(週1回)、血圧測定・検温等による日常的な健康管理、服薬管理、緊急時の医療対応等を行います。
機能訓練	理学療法士によるリハビリテーションを入所者の状況に合わせて行います。
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴・清拭	入浴及び清拭は週2回行います。
離 床	寝たきり防止のため、入所者の状況に応じて離床のお手伝いをします。
整 容	身の回りのお手伝いをします。シーツの交換は週1回行います。
相談・援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。
レクリエーション	季節に応じた行事を開催します。

※入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、当施設の介護支援専門員が入所決定後に作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

6. 利用料金等について

別紙【介護医療院料金説明書】をご確認ください。

7. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

療 養 室	療養室の空き状況によっては、男女同室となる場合があります。
面 会	面会時間：14時～16時の間で15分程度 お電話にて事前にご予約をお願いします。酒酔した方の、面会はお断りしております。感染症等の状況によっては面会を中止させていただく可能性があります。
外出・外泊	外出・外泊の際は行き先と帰宅日時を職員までお申し出ください。
喫 煙	健康管理上、禁止とします。
飲 酒	栄養管理上、原則禁止とします。
火気の取扱い	防火管理上、禁止とします。
設備等の利用	施設内の設備等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品・貴重品 現金等の管理	所持品・貴重品・現金等の管理は、原則、自己管理をしていただきます。防犯上、多額の金銭や高額な貴重品等は持ち込まないでください。所持品等を持ち込みされる場合は、名前をご記入のうえ、必要最小限での持ち込みをお願いいたします。
営利行為及び 宗教・政治活動	営利行為、宗教・政治活動等は一切禁止とします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
私物の洗濯	私物の洗濯は、業者への委託サービスをご利用いただくか、ご家族様にてご対応をお願いいたします。

8. 非常災害時の対策

非常災害対策に関する取り組み	当施設では、次の者を非常災害に関わる担当者(防火管理者)として定め、「五ヶ瀬町国民健康保険病院 消防計画」に則り、対応を行います。また、非常災害対策の一環として、定期的に訓練を行います。		
防火管理者	甲斐 睦		
消防訓練	1回目	6月頃	訓練内容：避難・救出・消火等
	2回目	12月頃	
防災設備	設備名称		設備名称
	スプリンクラー		防火扉・シャッター
	非常階段		屋内消火栓
	自動火災報知器		非常通報装置
	誘導灯		漏電火災報知器
	ガス漏れ報知器		非常用電源
カーテン等は防煙性能のあるものを使用しております。			

9. 身体拘束等の原則禁止

当施設では、原則として入所者への身体拘束等を禁止しています。

ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険（自傷他害等）がおよぶことが考えられるときは、緊急やむを得ない措置として、入所者及びその家族に対して、説明し同意を得た上で、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

1) 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入所者又は他人の生命・身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限ります。
2) 非代替性	身体拘束以外に、入所者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことを防止することができない場合に限ります。
3) 一時性	入所者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(1) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「身体拘束等廃止委員会」を設置しています。当該委員会は3月に1度開催し、身体拘束等の実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

1)	身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、あらかじめ入所者又はその家族に説明をして同意をいただきます。
2)	身体拘束を実施した際は、身体拘束にかかる様態および時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を必ず記録します。
3)	身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明をして同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。

※身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

10. 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じています。

1)	虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：介護支援専門員 山中 直美
2)	成年後見制度の利用を支援します。
3)	虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
4)	職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 虐待防止研修：職員の入所時及び年1回の研修を実施
5)	職員が支援に当たっての悩みを相談できる体制のほか、職員が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
6)	サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等の関係機関に通報します。

11. その他の重要事項

(1) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者又はその家族の希望により、下記協力医療機関において、診察や入院治療等を受けることができます。

協力医療機関	医療機関名	五ヶ瀬町国民健康保険病院
	所在地	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 2109 番地 1
	電話番号	0982-73-5500

(2) 秘密の保持及び個人情報の保護について

① 入所者及びその家族に関する秘密の保持について

1)	事業者は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
2)	事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
3)	事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

1)	事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。
2)	事業者は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
3)	事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）

(3) 事故防止策・事故発生時の対応

当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針を整備しています。万一、入所者に対するサービスの提供時に事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、指針に従い、速やかに適切な処置を行います。

(4) 身元引受人について (契約書第 11 条より)

契約の締結にあたり、身元引受人を定めていただくようお願いをしております。

ただし、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合は、身元引受人を定める必要はありません。

1) 身元引受人は、入所者との契約が終了する場合の手続き等が円滑に進むようご協力をいただきます。
2) 入所者が退所する場合の、遺留金品等の引き取り及び処分については、身元引受人がその責任を負う必要があります。
3) 入所者の利用料等の経済的な債務については、入所者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。

(5) サービス内容に関する相談・苦情 (苦情処理の体制等)

① 当施設の相談・苦情窓口

- ・受付時間：月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
- ・責任者：介護支援専門員 山中 直美
看護師長 興梶 靖子

② 当施設の苦情処理の体制及び手順

1) 当施設の窓口で受けた相談や苦情については、受付した職員が、主訴を確認し記録します。その場で対応可能な内容であっても、必ず責任者に報告し、対応内容を決定し、入所者に伝達します。
2) 上記で対応しきれない内容については、当施設で会議を行い対応内容を決定します。また必要に応じて弁護士等に相談して決定する場合があります。
3) 入所者に対して、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償について検討します。

③ その他の窓口

- ・市町村等における苦情解決窓口

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝日は休み)

五ヶ瀬町役場 福祉課 地域包括支援係	
所在地	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地
電話番号	0982-82-1248
FAX番号	0982-82-1723

- ・宮崎県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝日は休み)

宮崎県国民健康保険団体連合会	
所在地	宮崎県宮崎市下原町 231 番地 1
電話番号	0985-35-5301